

5 世 建 調 第 1 9 5 号  
令 和 6 年 3 月 1 日

## 未接道部分を有する敷地に関する東京都建築安全条例の取扱い

未接道である敷地に建築基準法（以下「基準法」という。）第43条に基づく認定又は許可を行う場合は、申請敷地と基準法道路との間に基準法外の通行上支障のない通路・水路等を介する形となるが、その際、「法第43条第2項第1号に関する認定基準」及び「法第43条第2項第2号に関する一括許可基準」の基準1に該当する敷地における東京都建築安全条例の「道路に接する」若しくは「道路に面する」ことが求められる規定については、同条例第2条、第4条第2項、第10条の2及び第41条の道路幅員に係るものを除き、原則として、当該通路・水路等を道路とみなして適用する。

ただし、敷地内外の状況や権利関係、民間確認検査機関の判断等の特別な事情がある場合はこの限りではない。

なお、接道がある敷地で、当該敷地のその他の部分が基準法道路との間に基準法外の通行上支障のない通路・水路等（公有地に限る）を介している場合も同様に取扱う。

世田谷区 都市整備政策部 建築調整課・建築審査課